

市民労力提供に対する原材料等支給事業の概要

1 趣 旨

市民活動と協働した地域づくりを推進するため、市民の無償の労力提供による公共施設等の維持管理に、市が原材料等を支給します。

2 原材料等支給事業の概要について

(1) 基本的な考え方

- ア 市民の無償による労力提供（ボランティア）の意欲と精神を生かすものです。
- イ 市の施設等について、原則は、担当課において修理・営繕等を行います。また、市の補助など他の制度で予算対応できるものは、その制度を優先します。
- ウ 「原材料等」とは、当該事業の実施に必要な原材料及び消耗品をいう。

(2) 対象施設

- ア 市が所有又は管理運営するもの
- イ 市の補助により設置・建設したもの
- ウ 町会が所有又は管理運営するもの
（町会活動に利用され、町会活動の充実・発展に寄与するものに限る。）

(3) 支給要件

- ア 施設等の修理・営繕を必要とするもの
- イ 施設等が災害などにより被害を受け、その復旧を図るもの
- ウ 施設等の環境整備・美化に貢献するもの

(4) 支給対象者（申請者）

地縁団体（地区町会連合会、町会又はそれに相当すると市長が認める団体）及び施設等の利用者又は受益者団体とする。

(5) 支給の限度

- ア 上 限 額 原材料費及び消耗品費の合計1件5万円分
- イ 補助割合 ①市が所有・管理運営するもの・・・全額分
②市の補助により設置・建設したもの・・・3分の2以内分
③町会が所有・管理運営するもの・・・3分の2以内分
- ウ 回 数 1施設等につき原則年1回（同一箇所の申請は3年を経過すること）

(6) 制度のながれ

フローチャートのとおり

3 申請書等関係書類について

ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/kyoudou/index.html>

【申し込み・問い合わせ先】

〒390-0874 松本市大手 3-8-13 松本市役所大手事務所 3階
地域づくり課 市民活動推進担当
TEL：34-3280（直通）、34-3000（内線 6116）

※ 申請書は、上記へ直接ご持参ください。

なお、大手事務所には駐車場がありませんので、恐れ入りますが市役所一般来庁者用駐車場をご利用ください。

市民労力提供に対する原材料等支給事業 <フローチャート>

